

条例見直し調書

		作成年度	平成26年度	次回見直し予定	平成31年度
条例名	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例				
条例番号	昭和59年神奈川県条例第44号	法規集	第15編第5章第4節		
所管室課	警察本部生活安全部生活安全総務課				
条例の概要	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(以下「法」という。)の規定に基づき、風俗営業等の営業場所及び営業時間の制限、風俗営業者の遵守事項、風俗営業許可申請手数料等について定めている。				
検討	視点	検討内容			備考
	必要性 (現在でも必要な条例か。)	法の規定に基づき、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するために必要な規制等を定めたものであり、必須の条例である。			許可件数 ・平成21年度 652件 ・平成22年度 753件 ・平成23年度 690件 ・平成24年度 608件 ・平成25年度 554件
	有効性 (現行の内容で課題が解決できるか。)	本条例に規定されている風俗営業等に関する営業場所や営業時間の制限等によって、風俗営業等の健全化や風俗環境の浄化が図られており、有効に機能している。			行政処分件数 ・平成21年度 24件 ・平成22年度 17件 ・平成23年度 14件 ・平成24年度 18件 ・平成25年度 21件
	効率性 (現行の内容で効率的といえるか。)	本条例に、営業所の地域規制や営業者の遵守事項等を明確に規定することにより、善良の風俗と清浄な風俗環境が保持され、効率的に機能している。			
	基本方針適合性 (県政の基本的な方針に適合しているか。)	本条例は、風俗営業等の健全化を図ることにより、善良の風俗と清浄な風俗環境を保持し、及び少年の健全な育成に障害を及ぼす行為を防止するためのものであり、「犯罪や事故のない安全で安心なまちづくり」を掲げる県の総合政策である「かながわグランドデザイン」に適合している。			
	適法性 (憲法、法令に抵触しないか。)	法及び同施行令に基づく条例となっており、憲法、法令に抵触しない内容である。			
その他					
見直し結果	① 改正・廃止及び運用の改善等の必要はない。	理由等 現行条例の運用上の課題は見受けられないため。			
	2 改正・廃止の必要はない。運用の改善等を検討する。				
	3 改正を検討する。運用の改善等の必要はない。				
	4 改正及び運用の改善等を検討する。				
	5 廃止を検討する。				